

「地方分権の推進に向けた研究会」の今後の取組について

- これまで、多くの論点が出てきており、どれも非常に重要なテーマ。
せつかくの機会なので、論点ごとにアウトプットを打ち出して、地方分権を次のステージに乗せるべく議論を深めていきたい。
- 11月の全国知事会議に向けて提言としてまとめつつ、各論点については、引き続き研究会を実施して議論を深めてはどうか。

《各論点とアウトプット（例）》

論点	アウトプット（例）
立法分権 ・ 条例による上書き権 ・ 法律と条例の整理 ・ 国と地方の役割分担の明確化	地方分権改革特区 地方自治法の改正 新型インフルエンザ等特措法の改正 など
義務付け・枠付けの解消	地方分権改革特区 参酌化の支障事例調査 義務付けするものは国に立証責任 など
立法過程への地方の参加	立法府・行政府へ監視組織の設置 国と地方の協議の場の常設化 （コロナ対策時において内閣府は全知と頻繁に協議。一部省庁はその機会がなく、Go To キャンペーンなど混乱） など
法令のスクラップ	不要な法令は知事会として調査・提言 など
計画策定事務の解消	類似計画の統廃合を 知事会として調査・提言 など
課税自主権の強化	地方税財政常任委員会との共同研究 など
地方の人材育成・確保策と連携のしくみ	知事会として47の頭脳を生かした取組の実施 など

国と地方の役割分担について

国と地方の役割分担の議論にあたっては、国の事務のメルクマールを明確にすることが必要である。

当研究会において、国の事務のメルクマールを議論し、打ち出していく必要があるのではないかと。

現状

(地方自治法第1条の2第2項)～国の事務について～

国が本来果たすべき役割を重点的に担う。

- ① 国際社会における国家としての存立にかかわる事務
- ② 全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務
- ③ 全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施

⇒ 近年の計画策定事務の増加に見られるように、形骸化しているのではないかと。

そもそものメルクマールが曖昧なのか、国と地方の役割分担にかかるチェック機関が必要なのか、改めて国の役割とは何かを定義する必要。

地方側が主張してきた国の役割のメルクマール

1 平成29年11月全国知事会でとりまとめた「憲法における地方自治の在り方検討WT報告書」。

- ・ 国は、原則として国家の存立に関する役割及び全国的な視点を必要とする政策、その他国が果たすべき役割を担い、国と地方公共団体との間で、適切な役割分担を図らなければならない。

国の役割をさらに限定する場合

- ・ 国は、国家の存立に関する役割及び全国に統一して実施すべき施策の標準的な水準を提示する役割を担うものとし、内政の要は地方公共団体が果たすべき。

2 平成18年2月 地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申について」。

- ・ 国際社会における国家としての存立に直接関わる事務であって、特に国自らがその実現を担う必要のあるもの。
- ・ 全国的に統一されるべき基本ルールや地方自治に関する準則に関するものであって、特に国自らがその実現を担う必要のあるもの。
- ・ 国家規模でネットワーク形成や事業構築等を図る必要がある事務であって、特に国自らがその実現を担う必要のあるもの。
- ・ 国家として取り組むべき高度な科学技術や希少な資源等に関する事務であって、道州において実施することが困難であり、又は効率的でないもの。